

傷病手当金

1	支給要件（いずれの要件にも該当するとき）	
	(1) 被保険者が	※1
	(2) 療養のために	※2
	(3) 労務不能であり	※3
	(4) 継続する3日間の待期間を満たしている	※4
2	支給額	
	1日ごとに次の額が支給される	
	傷病手当金の金額 = A × 3分の2	
	A: 支給開始日の属する月以前の直近の継続した12ヵ月の 各月の標準報酬月額の前払平均額の30分の1相当額	※5
3	支給期間	
	同一の傷病等に関し、支給開始日から起算して1年6ヵ月を限度	※6
4	他の給付との調整	※7
	(1) 出産手当金との調整	
	出産手当金の支給を優先し、傷病手当金は支給されない	
	(2) 給与等との調整	
	給与等の支払を優先し、傷病手当金は支給されない	
	(3) 障害厚生年金との調整	※8
	障害厚生年金の支給を優先し、傷病手当金は支給されない	
	(4) 障害手当金との調整	
	傷病手当金の額の合計額が障害手当金の額に達するまでの間、 傷病手当金は支給されない	
	(5) 老齢退職年金給付との調整	※9
	傷病手当金（資格喪失後の継続給付）は支給されない	
	(6) 労災保険給付の休業（補償）給付との調整	
	業務災害以外の別の傷病を患ったとしても傷病手当金は支給されない	
5	受給手続	
	「傷病手当金支給申請書」に医師等の意見書及び事業主の証明書を添付して保険者に 提出する	※10

傷病手当金

※ 詳細

- ※1： 任意継続被保険者及び特例退職被保険者を除く。
- ※2： 健康保険で診療を受けることができる範囲の療養であれば、保険給付として受ける療養に限られない。
- ・ 相当の証明があれば、自費診療で受けた療養、自宅での療養、病後の静養についても該当する。
 - ・ 保険医の診療を受けた場合のみとは限らない。
 - ・ 資格取得前にかかった疾病又は負傷の、資格取得後の療養についても該当する。
 - ・ 業務上の傷病や美容のための整形手術等、保険事故とならない傷病の療養は該当しない。
 - ・ 医師による療養を実際に受けない日であっても、次回診療までに費やした期間や病後静養した期間については、医師の意見書、事業主の証明書等を資料として「療養のため」の正否を判定する。
- ※3： その被保険者が従事している労務に就労できないような状態になっていることをいう。
- ・ 労務不能の判定は、医学的基準から一律に行われるのではない。
 - ・ 本来の職場における労務に対する代替的性格をもたない副業ないし内職等の労務に従事したり、一時的に軽微な他の労働に服することにより、賃金を得るような場合も「労務不能」と判断される。
 - ・ 傷病が休業を要する程度でなくても、被保険者の住所が診療所等から遠く、通院のため事実上労務に服せない場合も「労務不能」と判断される。
 - ・ 現在労務に服しても差し支えない者を、保険医が将来の病状悪化をおそれ、療養上その症状が休業を要するとして休業させた場合も「労務不能」と判断される。
 - ・ 病原体保有者が隔離収容されたため事実上労務に服せない場合も「労働不能」と判断される。
 - ・ 医師の指示又は許可のもとに半日出勤し、従前の業務に服する場合は「労働不能」と判断されない。
 - ・ 就業時間を短縮せず、配置転換により同一事業所内で従前に比しやや軽い労働に服する場合は「労働不能」と判断されない。
 - ・ 労働安全衛生法の規定によって伝染の恐れのある保菌者に対し事業主が休業を命じた場合で、その症状から労務不能と認められない場合は「労働不能」と判断されない。
- ※4： 通算して3日休業しても条件を満たさない。
- ・ 待期期間中に報酬を受けていても、待期期間が有給休暇として処理されていても待期は完成する。
 - ・ 日の計算方法は暦日による。
 - ・ 待期の起算日は、就業時間中に労務不能となった場合、その日から起算する。
 - ・ 待期の起算日は、業務終了後に労務不能となった場合、翌日から起算する。
 - ・ 疾病又は負傷につき、最初に療養のため労務不能となった場合のみ、待期の完成を要す。
 - ・ 1回の勤務が2暦日にまたがる夜勤作業等の場合、暦日として計算する。
- ※5： 標準報酬月額が定められている月が12ヵ月に満たない場合には、次の①②のいずれか少ない額となる。
- ① 支給開始日の属する月以前の直近の継続した各月の標準報酬月額の平均額の30分の1相当額
 - ② 支給開始日の属する年度の前年度の9月30日における全被保険者の同月の標準報酬月額の平均額を標準報酬月額の基礎となる標準月額とみなしたときの標準報酬月額の30分の1相当額
- ※6： 1年6ヵ月分を支給する意ではない。
- ・ 傷病手当金の受給を開始した者が、いったん労務に服した後、同一の傷病により再び休業して傷病手当金の支給を受けた場合、傷病手当金の支給期間は、労務に服していた期間も含めて、初回の支給開始日から起算して1年6ヵ月となる。
 - ・ 支給期間は現実に支給を開始した日から起算される。（待期期間完成の翌日から起算ではない。）
 - ・ 給与等があったために、その当初から支給停止されていた場合は、給与を受けなくなった日又は給与の額が傷病手当金の額より少なくなった日等、現実に支給を開始した日から起算される。

傷病手当金

- ・ 傷病 α による傷病手当金の期間満了後なお引き続き労務不能である者が、傷病 β （傷病 α と因果関係はない。）を併発した場合は、傷病 β のみで労務不能であれば、別途、支給期間を計算する。
- ※7：支給調整が行われます。傷病手当金の額の方が多いたときは、差額が支給される。
- ※8：年金額は360で除して得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）
- ※9：老齢退職年金給付が複数あるときは、その合算額と傷病手当金とを比較する。
- ・ 年金額は360で除して得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）
- ※10：医師の意見は担当医の意見でなければならず、病院ないし診療所名の証明では要件を満たさない。
- ・ 事業主は、正当な理由がなければ、証明を拒むことはできない。
 - ・ 事業主の証明する期間は「労務に服することができなかった期間」ではなく、「労務に服さなかった期間（休業期間）」である。
 - ・ 事業主は、労働争議により被保険者の動静を知ることができない場合であっても、労務不能期間の証明を拒むことはできない。

以上

複写禁止